

高橋恵子

相続登記の相談をする。

相続した不動産を守るには、登記が必要です。

相続登記って、
よくわからないのですが。

相続登記とは、不動産の所有者が
亡くなった際に、不動産の名義を
相続人へ変更する手続きです。

相続登記をしないと、
どうなるのですか？

相続をしても、相続登記をしていなければ
売却することはできません。
また、相続登記を長期間放置すれば、
相続関係が複雑になり、登記をすること
自体が難しくなってしまうリスクも生じます。



令和4年 司法書士制度は
150周年を迎えます

まずは、お近くの
相続登記相談センターへ

受付フリーダイヤル いさんのなやみに
 0120-13-7832



平日午前10時から午後4時まで

司法書士は相続登記の専門家



日本司法書士会連合会